

改正された国税通則法について

国税通則法の改正といわれても、皆様方にはなんのことだかわからないと思いますが、国税通則法は国税に関する基本的な事項及び共通的な事項を定めている法律です。税法体系の整備を目的とし、納税義務の確定、納税手続、国税の還付、付帯税、更正・決定等について規定しています。この改正について、更正の請求、更正の期間延長の期間が、今までの1年から5年に延長になりました。これは、納めた税金が多すぎたために返していただく時の期間です。これにより基本的に、納税者による修正申告・更正の請求、課税庁による増額更正・減額更正の期間が全て一致しています。いままで、一度申告した税額が過大であったために税金を戻していただける期間が、1年間だったために、もしそれ以前の誤り分があった時は、嘆願書なんて書いていました。とても変ですよ。誤り分を多く申告する場合には、5年7年とさかのぼるのに、返す時は1年だったのです。これが5年になりましたという話です。十分注意はしていますが、コミュニケーション不足のための誤りは発生します。なにかございましたら、監査担当者に相談ください。



日税連の指導研修部 OB 会は、今年は修善寺でした。修善寺の竹林です。伊豆に石川さゆり歌の歌詞にある浄蓮の滝が本当にあることを、初めて知りました。

《編集後記》

あっという間の師走です。本当にこの1年、いろいろなことがありました。良いことも悪いことも全て受け入れていかなければいけないのですが、人生の一回性を強く感じます。生きている人間が努めなければならないことがたくさんあると思います。今年も1年大変お世話になりました。なお、1月になりますと、確定申告の時期になります。今、障害者控除がとても難しいです。本来は身体障害者手帳にての判断ですが、介護保険対象者でも市に申請すると障害者の認定が下ります。障害者控除が使えます。ご家族にそのような方がいらっしゃいましたら市に相談なさるといいと思います。

小さな会社の経営の心から 幹部、管理職へ送り続けるメッセージ

先月から引き続き、“小さな会社の経営の心”から

1. 強い組織とは

組織というのは、ある共通の目的のために働く、**専門家集団**のことである。企業も1つの組織であるが、強い組織は次のような特性を持っている。

「1つの目的に集中する」組織は強い。

「使命が明確な」組織は強い。

組織構成員の「専門知識のレベルが高い」組織は強い。

組織構成員の「団結が固い」組織は強い。

常に「マネジメントの行き届いている」組織は強い。

「強い」ということは、「目的を達成する能力が高い」ということである。企業が生きる環境は常に変化している。その変化する環境のなかで「業を企てる」ことを目的とする企業が成功するには、「環境変化にいかに対応できるか」がキーポイントになる。そのためには、この五項目を満たす組織が強い企業であることは用意に理解できる。また、環境の変化が早いということは、常に不確実性がつきまわっているということであるが、その不確実性をすくすく軽減するために必要なのが「情報」である。しかし、情報は個人レベルに埋没している限りは企業として意味をなさない。情報は共有化されて初めて有用なものとなり、それを共有化する場が「経営会議」である。毎週行う経営会議で活発なコミュニケーションを行うことが、会社を強くするのに不可欠なことがわかる。その意味でいつも受け身の立場で経営会議に参加するのは、会社の幹部として許されないことと心得たい。

* 不確実性がつきまわう環境のなかで行動を起こすには、情報の共有化 計画 実行 反省のサイクルを繰り返すことが大切である。

* 不確実ななかで行動するのだから失敗がゼロではあり得ない。その失敗をどれだけ軽いものにし、トータルの結果として成功を収めることが出来るかはどれだけ迅速にこのサイクルを回すことが出来るかである。

* “経営会議”の重要性が改めて認識される。

日本政策金融公庫 (H25.11.14 現在)

普通貸付金利 1.45~3.65%

経営改善貸付 特利 F1.60%